

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和 6 年 4 月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和 6 年 4 月 2 5 日（木曜日）午後 1 時 3 0 分～午後 1 時 5 0 分 2 開催場所 守谷市役所 庁議室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5 名出席（町田香教育長、河原健委員、椎名和良委員、萩谷委員、寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数 7 名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 古橋 雅文 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 直井 健治 給食センター長 鈴木 林 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1 名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第 1 6 号 守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第 1 8 0 条の 3 の規定に基づく協議について （2）議案第 1 7 号 守谷市立学校産業医の選任について （3）議案第 1 8 号 教育長の守谷市土地開発公社理事の兼職及び職務専念義務免除の承認について （4）議案第 1 9 号 守谷市通学区域審議会委員の委嘱について 【協議事項】 なし 【報告事項】 （1）報告第 5 号 令和 6 年守谷市議会 4 月臨時議会について（教育委員会所管分）
4	今後の状況	次回は、令和 6 年 5 月 2 4 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分から開催予定

令和6年4月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和6年4月25日（木）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

令和6年4月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和6年4月25日（木）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 16 号 守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について

議案第 17 号 守谷市立学校産業医の選任について

議案第 18 号 教育長の守谷市土地開発公社理事の兼職及び職務専念義務免除の承認について

議案第 19 号 守谷市通学区域審議会委員の委嘱について

4 協議事項

無し

5 報告事項

報告第 5 号 令和6年守谷市議会4月臨時議会について（教育委員会所管分）

6 その他

議案第16号

守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議
について

令和6年4月25日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和6年4月 日原案 決

提案理由

市長と教育委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定に基づく協議について、守谷市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第3号）第2条第16号の規定により、別紙のとおり回答する議決を求めるものです。

議 案	頁 数
16号	1

守 教 委 発 第 号
令和6年4月 日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市教育委員会
教育長 町田 香

兼務に関する協議について（回答）

令和6年4月1日付け守谷発第20号で貴職から協議依頼のありました兼務に関する協議については、異論ありません。

なお、兼務の時期については、令和6年4月1日から適用することとします。

議 案	頁 数
16号	2



守谷発第20号
令和6年4月1日

守谷市教育委員会
教育長 町田 香 様

守谷市長 松丸 修久



兼務に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定により、守谷市教育委員会職員を市長の補助機関である職員と兼務させたく協議いたします。

※対象職員は別紙のとおりです。

議案	頁数
16号	3

(別紙)

守谷市教育委員会

【教育委員会】(2名)

職員番号	氏名	職名
0432	小林 伸稔	教育部長
0928	古橋 雅文	参事

【学校教育課】(11名)

職員番号	氏名	職名
0555	前川 優子	課長
0566	坂本 朋夫	課長補佐
0635	眞田 浩志	技佐
0481	菊地 正恵	係長
0567	高村 亜希子	係長
0552	三浦 尚子	主任
0730	中北 信光	主任
0713	岡野 双葉	主任
0955	細谷 萌	主事
0584	丸山 智由	係長
0761	道家 利典	主任

【生涯学習課】(14名)

職員番号	氏名	職名
0454	福島 晶子	教育部次長兼課長
0612	岡本 修一	課長補佐兼スポーツ推進室長
0436	松本 みか子	係長
0474	古澤 紀子	係長
0625	渡邊 知恵子	係長
0931	甲斐 桂	主事
0831	後藤 勇太	主事
0798	宮澤 裕華	主事
0871	小野寺 晃佑	主事
0952	関根 幹久	主事
0414	成島 和美	係長
0890	石井 裕也	主事

0921	谷合 俊亮	主 事
0598	戸崎 圭一	守谷市スポーツ協会派遣職員

【教育指導課】（４名）

職員番号	氏 名	職 名
0483	浜田 恵美子	係 長
0739	尾形 優	主 任
0652	野島 朱華	主 任
0383	宇田野 信彦	主 任（再任用）

【学校給食センター】（４名）

職員番号	氏 名	職 名
0406	鈴木 林	所 長
0407	飯田 弘美	係 長
0479	貝塚 正典	係 長
0785	影山 薫	主 任（栄養士）

【中央図書館】（８名）

職員番号	氏 名	職 名
0501	平塚 恭子	館長
0457	柳葉 賢二	副館長
0507	柏木 順子	係 長（司書）
0544	伊藤 絵里子	係 長（司書）
0561	桐生 朗子	係 長（司書）
0932	稲垣 昭夫	主 事
0865	星野 七海	主 事（司書）
0948	伊神 紗希	主 事（司書）

議案第 17 号

守谷市立学校産業医の選任について

守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則（平成 4 年規則第 2 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により選任するものです。

氏 名	病院名	主勤務校
しもむら しげる 下村 滋	下村医院	黒内小学校
ながせ ゆい 永瀬 惟	永瀬内科	守谷小学校

任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 4 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 6 年 4 月 日原案 決

提案理由

本案は、市内小学校において労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 13 条第 1 項で規定による産業医を選任する必要が生じたため、守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、選任するものです。

議 案	頁 数
17号	1

議案第18号

教育長の守谷市土地開発公社理事の兼職及び職務専念義務免除の承認について

教育長が、守谷市土地開発公社理事に就任すること及びその従事に当たり職務に専念する義務を免除されることについて、教育委員会の承認を求める。

役 職 守谷市土地開発公社理事

任 期 令和6年4月30日から令和9年4月29日

令和6年 4 月 25 日提出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令 和 年 月 日

提案理由

教育長が守谷市土地開発公社理事に就任することについて、教育委員会の許可を受けなければ団体の役員となることができないので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものです。

また、その従事に当たり、守谷市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第3条第3号の規定に基づき職務に専念する義務を免除されることについて、併せて承認を求めるものです。

議 案	頁 数
18号	1

参 考

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（服務等）

第11条

7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

○守谷市教育長の勤務時間その他勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（抜粋）

（職務に専念する義務の免除）

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- （1）研修を受ける場合
- （2）厚生に関する計画の実施に参加する場合
- （3）前2号に掲げるもののほか、職務に専念する義務を免除することが適当であると教育委員会が認める場合

参 考

○守谷市土地開発公社定款（抜粋）

（目的）

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3条 この公社の設立団体は、茨城県守谷市とする。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

（役員）

第6条 この公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以内(うち理事長1名、副理事長1名)
- (2) 監事 2名以内

（役員の任命）

第8条 理事及び監事は、守谷市長が任命する。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、3年とする。ただし補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合、又は任期が満了した場合、後任者が選任されるまでその職務を行わなければならない。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 この公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。

（理事会の議事）

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（理事会の議決事項）

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

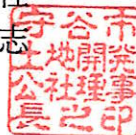
- (1) 定款を変更すること。
- (2) 業務方法書を制定及び変更すること。
- (3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画を定めること及びこれを変更すること。
- (4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を認定すること。
- (5) 規程を制定又は改廃すること。
- (6) 規程により理事会の権限に属する事項。
- (7) その他この公社の運営上理事長が重要と認める事項。



守土開発第3号
令和6年4月15日

守谷市教育委員会
教育長 町田 香 様

守谷市土地開発公社
理事長 宮坂 広志



教育長が守谷市土地開発公社の理事を兼職すること
及び職務専念義務免除の承認について

日頃より、当公社の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第11条第7項の規定による教育委員会の許可を受けたいので、下記のとおり、教育長が守谷市土地開発公社の理事を兼職することについて承認を求めます。

また、その従事に当たり、「守谷市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例」第3条第3号の規定による職務専念義務の免除について、併せて承認をしていただきますようお願い申し上げます。

記

役職 守谷市土地開発公社理事

任期 令和6年4月30日から令和9年4月29日まで

以上

議案	頁数
18号	4

議案第 19 号

守谷市通学区域審議会委員の委嘱について

守谷市通学区域審議会条例に基づき、審議会委員を別紙の者に委嘱するため、
守谷市教育委員会事務委任規則第 2 条第 7 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 4 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 6 年 4 月 日 原 案 決

提案理由

本案は、守谷市通学区域審議会条例第 2 条第 2 項に基づき、新たに委員を
委嘱するものです。

議 案	頁 数
19号	1

守谷市通学区域審議会委員一覧

任期：令和6年4月 日～答申のあった日まで

No	区分	所属団体	氏名	備考
1	小中学校長	守谷市校長会会長	ナバタ タダシ 奈幡 正	黒内小学校長
2		守谷市校長会副会長	カタオカ マサミ 片岡 正美	愛宕中学校校長
3		守谷中学校長	ナオイ ケンジ 直井 健治	守谷中学校区
4		守谷小学校長	アライ ヒロカツ 荒井 弘勝	愛宕中学校区
5		御所ヶ丘小学校長	タカノ カホリ 高野 香保里	御所ヶ丘中学校区
6		けやき台中学校長	シモムラ ノリコ 下村 典子	けやき台中学校区
7	PTA会長	守谷市PTA連絡協議会会長	ヨシダ 吉田 あゆみ	黒内小PTA会長
8		大野小学校PTA会長	アオキ カズオ 青木 一央	守谷中学校区
9		守谷小学校PTA会長	ナガイ ユウスケ 永井 祐介	愛宕中学校区
10		御所ヶ丘中学校PTA会長	コイズミ リョウイチ 小泉 亮一	御所ヶ丘中学校区
11		松ヶ丘小学校PTA会長	ヤマモト ヒロユキ 山本 広行	けやき台中学校区
12	学識経験者	国立大学法人筑波大学人間系教授	フジイ ホダカ 藤井 穂高	教育基礎学専攻長
13	その他教育委員会が必要と認める者	北守谷地区まちづくり協議会	アカイ ノリオ 赤井 紀男	副会長
14		大野地区まちづくり協議会	ナカジマ シンイチ 中島 伸一	会長
15		高野地区まちづくり協議会	シミズ タカシ 清水 敬	会長
16		大井沢地区まちづくり協議会	モリヤマ カツヒコ 森山 克彦	副会長
17		みずき野地区まちづくり協議会	ヤマシタ カツヒロ 山下 勝博	会長
18		守谷B地区まちづくりふれあい会	フルヤ マサヒロ 古屋 正博	会員・地区推薦
19		守谷C地区まちづくり協議会会長	ムラヤマ マモル 村山 守	会長
20		ひがし野まちづくりの会	ホシノ ヨウコ 星野 陽子	会員・地区推薦

敬称略

報告第5号

令和6年守谷市議会4月臨時月議会について（教育委員会所管分）

- 1 議案第45号 令和6年度守谷市一般会計補正予算（第1号）
（教育委員会所管分）

議決日 令和6年4月 日

議決結果 原案

令和6年4月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

報告	頁数
5号	1

5号	報告
2	頁数

議案第45号

令和6年度守谷市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度守谷市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680,152千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,668,152千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年4月23日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

45号	議案
1	頁数

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
黒内小学校増設校舎賃貸借	令和6年度から令和17年度まで	615,912

第 3 表 地 方 債 補 正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総 合 公 園 新 設 事 業 債	180,000	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金につ いて、利率の見直 しを行った後にお いては、当該見直 し後の利率)	25年以内 政府資金、銀行、その他の 融資条件による。ただし、 市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	540,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新 規 設 定 分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		(単位：千円) 左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
黒内小学校増設校舎賃貸借	615,912			令和 6年度から 令和17年度まで	615,912				615,912